

5月16日以降の「緊急事態措置」に伴う支援金の対象 簡易フロー

①従来の営業時間について

20時を超えて営業

20時までに閉店

②酒類(※)又はカラオケ設備の提供有無について

※利用者による酒類の店内持込を認めている場合を含む

酒類又は
カラオケ設備の
提供がある

酒類、カラオケ
設備のいずれも
提供はない

酒類又は
カラオケ設備の
提供がある

酒類、カラオケ
設備のいずれも
提供はない

※以下、酒類又はカラオケ設備の提供を「酒類提供等」と表記します

③要請内容への協力について

要請の対象外 及び
支援金の対象外

休業した

営業時間を
20時までに
短縮し、かつ
酒類提供等を
終日やめた

営業時間を
20時までに
短縮したが
酒類提供等は
行った

営業時間
を20時まで
に短縮した
※休業を含む

休業した

酒類提供等
を終日やめた

④支援金の対象となるか

対象

対象

対象外

対象

対象

対象外